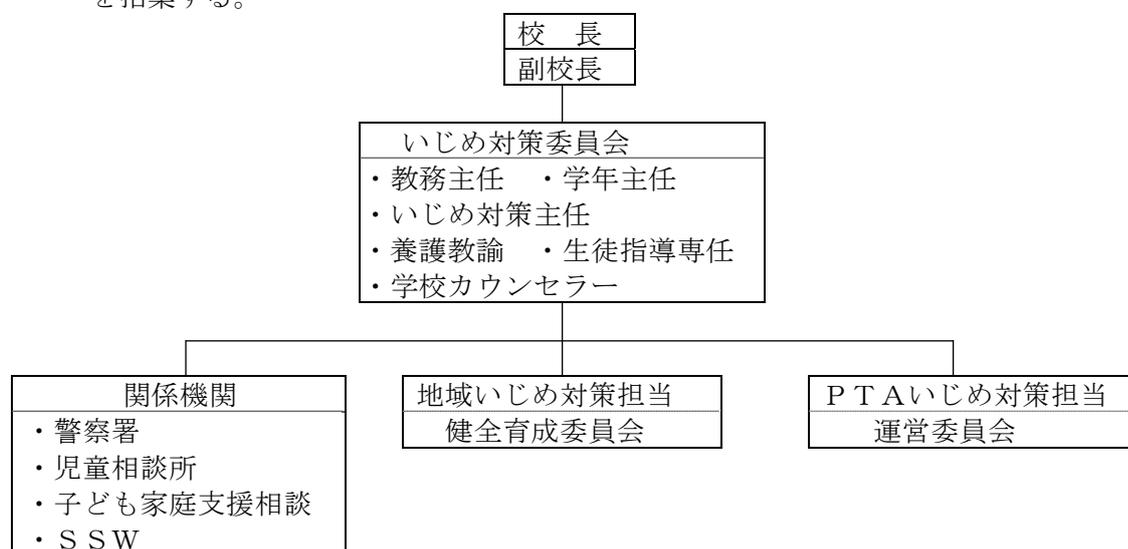


樽町中学校いじめ防止基本方針

文部科学省及び横浜市基本方針を受け、また、「いじめ防止対策推進法」をもとに学校及び学校の教職員の責務（第八条）から、基本理念にのっとり、「いじめ」は絶対に許されない行為として、また、違法行為として本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係機関との連携を図る。学校全体でいじめ防止及び発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有するところから樽町中学校いじめ防止基本方針を策定する。

- 1 目的 いじめ防止対策推進法の公布を受け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を推進することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に対応することを目的とする。
- 2 組織 校長直属の組織に属し、いじめ対策主任を生徒指導部長とする。
生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処するために、関係職員を招集する。



- 3 担当 校長・副校長・教務主任・学年主任・いじめ対策主任（生徒指導部長）・養護教諭
生徒指導専任・学校カウンセラー

4 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

5 いじめに対する処置

(1) いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処する。（第八条）

(2) いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。（第十五条）

ア 日頃より生徒との関わりを密にし、情報収集を徹底する。

イ いじめ問題に関わる道徳授業の実施を教育課程に位置づける

ウ 遠足、宿泊行事などの体験活動を通して仲間を大切にする心を培う

(3) いじめを早期発見するため、定期的な調査その他の必要な措置をとる。（第十六条1）

ア 定期的なアンケート調査の実施

イ いじめ解決一斉キャンペーンの実施

ウ 教育相談の実施

(4) 生徒及び保護者並びに教職員がいじめに関わる相談体制を整備する。(第十六条3)

ア P T A運営委員会内にも保護者対応の相談窓口を設置する

イ 教育相談の実施

ウ 個人面談の実施

(5) いじめの防止等のための対策の研修を計画的に行う。(第十八条)

(6) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。(第十九条)

ア 入学説明会、保護者説明会などの機会を捉えた説明会の実施

イ リーフレット等、資料活用した啓発活動の実施

(7) いじめについて通報を受け、いじめを受けていると思われるときは、速やかに、事実の有無の確認を行うための措置を講じ、組織的に対応するとともに、その結果を教育委員会に報告する。(第二十三条2)

いじめを受けた生徒、保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導、保護者に対する助言を継続的に行う。(第二十三条2)

また、必要が認められるときは、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように、いじめを行った生徒を教室以外の場所において学習を行わせるように必要な措置をする。(第二十三条4)

いじめを行った生徒の保護者、いじめを受けた生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に関わる情報を共有する。(第二十三条5)

ア いじめ事案が発生した場合、学校長に直ちに報告するとともに組織的に対応する

イ 被害生徒が教室で安心して学習できるよう、状況に応じて加害生徒を別室で学習指導をする

ウ 学校は保護者間での争いが起きることがないように、常に中立的立場を崩さず、必要に応じて弁護士などへの助言を求める

(8) 犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときには、所轄警察署と連携する。

(第二十三条6)

ア 被害生徒、保護者の意向を踏まえ所轄警察署と情報連携を生徒指導専任が対応する

イ 状況に応じて相互連携制度より連絡票をもとに加害生徒保護者の協力のもと加害生徒への説諭を依頼する

(9) 校長及び教員はいじめを行っている場合であって、教育上必要があると認めるときは学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えるものとする。また、市教育委員会と連携のもと、学校教育法第二十六条より出席停止などの措置をとるものとする。

(10) いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは速やかに教育委員会に報告し、組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。(第二十八条)

ア 生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品などに重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。また、被害生徒へは授業の保障ができるよう対応していく。

(11) 重大事態の発生により調査を行った場合、いじめを受けた生徒及びその保護者に適切に事実関係等の必要な情報を提供する。(第二十八条2)

(12) 重大事態の発生により調査を行った場合、学校は教育委員会に報告する。(第三十条)

6 その他 このいじめ防止基本方針は、今後、必要に応じて改訂していくものとする。